

平成30年度 学校給食用物資納入業者募集

学校給食運営委員会では、平成30年度の学校給食用物資納入業者の登録・更新を行います。

応募条件・対象＝次の①～⑧の全てにあてはまる個人・法人・協同体

- ①学校給食の趣旨を理解し、当該趣旨に沿った良心的な物資納入の出来得る業者であること
- ②営業経歴・経営状況が良好であること
- ③固定した営業施設（店舗など）を持ち、電話設備があること
- ④納税義務が履行されていること
- ⑤営業施設・物資保管庫などが衛生的で、法で定められた許認可を有していること
- ⑥従業員の健康管理が十分に行われていること
- ⑦指示する期日・時刻・場所に、指定された数量の物資を納入する経営能力があること
- ⑧その他、当該業務に必要な要件を備えていること



応募業種と取扱分類＝

- ①穀類 ②いも・でん粉類 ③砂糖および甘味類
④豆類 ⑤種実類 ⑥野菜類 ⑦果実類
⑧きのこ類 ⑨藻類 ⑩魚介類 ⑪肉類 ⑫卵類
⑬乳類 ⑭油脂類 ⑮菓子類 ⑯嗜好飲料類
⑰調味料および香辛料類 ⑱調理加工食品類

※精肉類・豆腐油揚げ類の申請は組合から提出してください。

※1業者で取扱分類の2分類以上を取り扱うことができます。

申請＝12月18日（月）～22日（金）に、申請用紙を、学校給食事務所（矢田町4563-1）へ提出

※申請用紙は、学校給食事務所にあります。

※後日、審査し、合格者には、登録認定通知書を交付します。

※登録認定業者の有効期間は、平成31年3月31日までとします。

問合せ＝中学校給食センターおおぞら（☎53-2809）

「空き家・空き地に関する相談会」を開催します

日時＝12月10日（日）13時～16時

場所＝三の丸会館 1階ミーティングルーム

問合せ＝NPO法人 空き家・空き地の管理支援センター（☎86-4415）
（市民安全課）



■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください！



美容医療もクーリング・オフが可能に！

大和郡山市消費者センター
☎53-1583（直通）
相談受付 月～金曜
9時～16時

「プチ整形」「レーザー脱毛」「シミ取り」など美容への関心は高まるばかり・・・女性を中心に幅広い世代で美容医療サービスを利用する人が増えています。しかし契約、サービス内容が適切に説明されていなかったり、強引に契約をさせられるなどトラブルも報告されていました。これまでエステティックで結んだ一定の範囲の契約は、クーリング・オフや中途解約ができましたが、医療機関で行う美容医療サービスは対象ではありませんでした。

今回、特定商取引法が改正され美容医療の契約をした場合も契約書面の交付から8日以内であればクーリング・オフができ、中途解約も認められるようになりました。

サービス期間が1ヵ月を超え、支払総額が5万円を超えるもので、対象となるサービスは

- ①脱毛
- ②にきび、シミなどの除去
- ③しわ、たるみ取り
- ④脂肪の溶解
- ⑤歯の漂白 の5種類です。

一般の医療では緊急を必要とする場合がありますが、美容医療については緊急性がほとんどありません。慎重に考えてから契約するようにしましょう。

【アドバイス】

①情報収集に努めましょう

・施術を希望する場合は、その内容や料金など複数の医療機関から情報を得るようにしましょう。

②インフォームド・コンセントの徹底

・医師から十分な説明を受け納得してから契約するようにしましょう。

③即日契約、即日施術は断りましょう

・医療機関に出向いた当日に契約や施術を勧められることがあります。断るときはきっぱり断りましょう。